

地方自治体における第三セクター等の点検評価とその財務的成果

掛谷 純子
(京都女子大学現代社会学部)

近年、第三セクター等の点検評価を導入する地方自治体がみられる。しかし、行政評価と異なり、点検評価を導入する法人の割合は22.1%にとどまっている。そこで本稿では、これまで議論されていなかった地方自治体の第三セクター等に対する点検評価の導入と、第三セクター等の成果との関連について検討を行った。

本研究においては、総務省による第三セクター等の調査結果にもとづき、点検評価が行われている法人と点検評価が行われていない法人に成果の差があるかどうかを、第三セクター等の自己資本比率および利益率（経常収益に対する経常損益の割合）を成果とみなして分析を行った。

その結果、点検評価の実施と成果には有意差がみられないことが明らかとなった。第三セクター等の点検評価とその成果については先行研究でほとんど明らかにされておらず、その点に関して知見を加えることができたことに本研究の貢献がある。

しかし、本研究にはいくつかの限界が存在する。まず、利益率を算定するために用いた経常収益（経常損益）には、地方自治体からの委託料や補助金等の金額も含まれている可能性がある。また、第三セクター等々を評価する際には、収益性だけでなく、公共性、自治体への貢献度、効率性など、多様な評価基準が必要なこと、さらには、第三セクター等の役割の変化や地域性を考慮すべきことが先行研究のレビューにより明らかとなっているが、本稿においてはそのような評価基準については全く考慮されていない。このような財務以外の評価基準についてどのように考慮できるかは今後の検討課題である。

キーワード：点検評価、第三セクター等、地方自治体

1. はじめに

近年、地方自治体など、非営利の分野における会計や評価に関する改革が行われてきており、第三セクター等についても、地方自治体等による点検評価が行われるようになってきた。本研究の目的は、そのような第三セクター等における点検評価とその財務的成果を検討することである。

第三セクター等については明確な定義があるわけではなく、「国または地方公共団体（第一セクター）が民間企業（第二セクター）と共同出資によって設立した法人」（長峯 2007）、「自治体が出資した民間の経営手法をとる法人」（磯崎 1997：322）など、その定義はさまざまである。

本稿においては、地方自治体が、その目的を達

成するための1つの手段である第三セクターの評価について検討するという観点から、民間企業が出資しているかどうかを問わず、地方自治体が出資している法人を対象とする。ここで、総務省は第三セクターを「地方公共団体が出資又は出えん（中略）を行っている一般社団法人・一般財団法人（公益社団法人・公益財団法人を含む。）及び特例民法法人（中略）並びに会社法法人」とし、それに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社、地方独立行政法人を加えたものを「第三セクター等」として調査を実施している（総務省 2019）。そこで、地方自治体が100%出資している法人も含まれるとともに、地方三公社も含まれることとなる総務省の定義による第三セクター

等を本稿の研究対象とする。なお、先行研究のレビューにおいては、外郭団体、第三セクターなど、本稿の対象とする第三セクター等に関わる文献を必要に応じて参照していく。

総務省が実施した「平成30年度第三セクター等の出資・経営等の状況に関する調査結果」によれば、第三セクターおよび地方三公社の規模は、法人数7,364法人、出資総額5兆9,359億円（うち地方公共団体出資額3兆4,097億円）、役職員数239,717人となっている（総務省2019）。このように、わが国の地方自治において重要な役割を担う第三セクター等については、地方自治体への影響も大きいことから経営健全化をすすめることが求められている（総務省2014）。しかし、43.3%の法人が地方自治体からの補助金交付を受けており、その総額は2,891億円である（総務省2019）。さらに、地方自治体からの借入残高を有する法人は11.5%であり、借入残高は3兆3,288億円（総務省2019）となっている。このように、地方自治体から第三セクター等への財務的支援が依然として大きいことがわかる。

このようななか、第三セクター等の経営破たん（倒産や解散）や、設立者としての自治体の財政的責任が生じるケースが生じてきた（長峯

2007：4）とされるように、地方自治体への影響の大きさが露呈してきたことなどを背景として、第三セクター等における点検評価の取り組みが広がっている。2018年度の総務省調査によれば、点検評価を行っている法人の割合は22.1%となっている（総務省2019、図1参照）。

第三セクター等の評価については、加藤（1993）、錦戸・星野（1998）など第三セクター等の経営健全性を分析する文献も存在する。これらの文献は、第三セクター等と民間企業の財務データから財務指標を算定し、それらを比較することにより、第三セクター等の経営健全性を分析検討している。しかし、第三セクター等の点検評価と成果との関係についての研究はほとんど行われていない。そこで、本稿においては第三セクター等の点検評価と財務的成果との関係について検証する。

本稿の構成は以下のとおりである。2では、第三セクター等の評価についての先行研究をレビューする。3では、リサーチデザインとして、第三セクター等の点検評価の実施状況と、その財務データにもとづきどのような分析を行うかを述べる。4では、分析結果を、5では、分析結果の考察およびまとめを行い、本研究の貢献と課題について述べる。

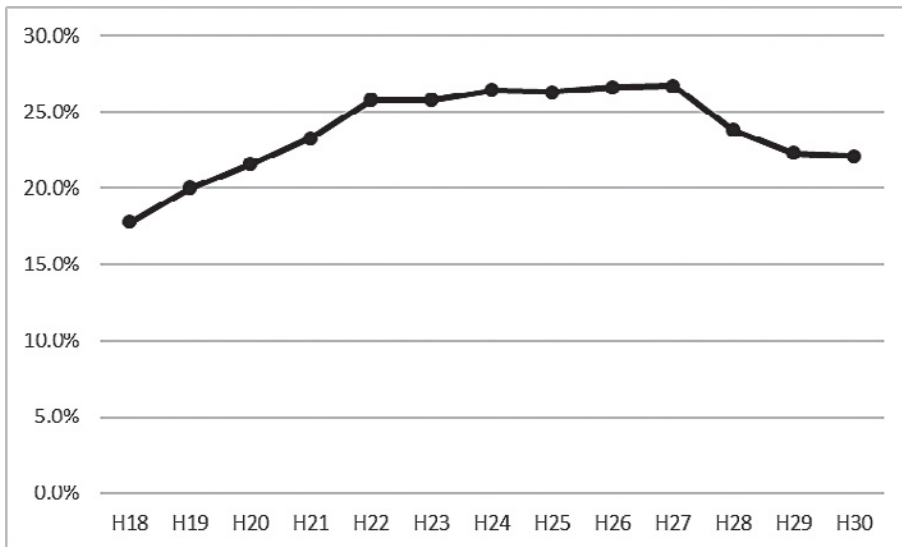


図1 第三セクター等の点検評価導入率
（出所：総務省資料にもとづき筆者作成）

2. 第三セクター等の評価に関する先行研究のレビュー

2.1. 第三セクター等の概要と歴史

高度経済成長時代に、当時の地方自治体が開発行政を円滑に進めるための手段として、地方三公社が設立され（小西 2014）、さらには昭和60年代には民間活力の導入や地域振興を目的とした第三セクターの設立が活発化していた（小西2014、長峯2007）が、バブル崩壊等を受けて、第三セクターの見直しが始まることとなる。小西（2014）によれば、すでに平成5年の「第三セクターの設立、運営等の基本的な在り方に関する研究会」報告書において、「地方公共団体の制度運営では対応困難な問題については、それが打開できるように制度的な措置を講じる必要がある」として国による破たん・再生の措置を設けるように求める（小西 2014：152）など、国が第三セクターの整理を促している。その結果、法人数は年々減少傾向にあり、総務省（2015）によれば、第三セクターの法人数の推移は図2のとおりである。

さらに、平成11年の「第三セクターに関する指針」（総務省）により、本格的に第三セクターに関する改革の方針が示された¹⁾。平成11年以降の具体的な国の方針等は表1のとおりである。

第三セクター等の概要と歴史を概観すると以上のとおりであるが、次節においては、第三セクター等の評価に関してどのような規範的研究が行われてきたかをみていくこととする。

2.2. 第三セクター等の評価に関する規範的研究

民間企業と異なり、第三セクター等は単なる利益追求を目的とするものではなく、地方自治体の政策課題に貢献することが求められている（直江 1993：109）。そこで、第三セクター等の評価指標としてどのようなものが考えられているのか、先行研究を整理していきたい。

「臨時行政改革推進審議会最終答申」において「その特性に応じ、客観的な業績評価基準（たとえば、事業の量的・質的目標、生産性、資産の活用度、資金効率等）を作成し確かな業績評価を行うべきであり、民間経営診断機関の活用・モデル的な推進方策等を含め、その推進を図る」と科学的手法ベースとすべきことが勧告されている（高寄 1991：219）。

第三セクター等は、そもそも事業の収益性が低く純粋に民間資本だけでは事業そのものが成り立たないといった組織であり（直江 1993：107－108）、社会的費用・便益分析を行うことが必要で

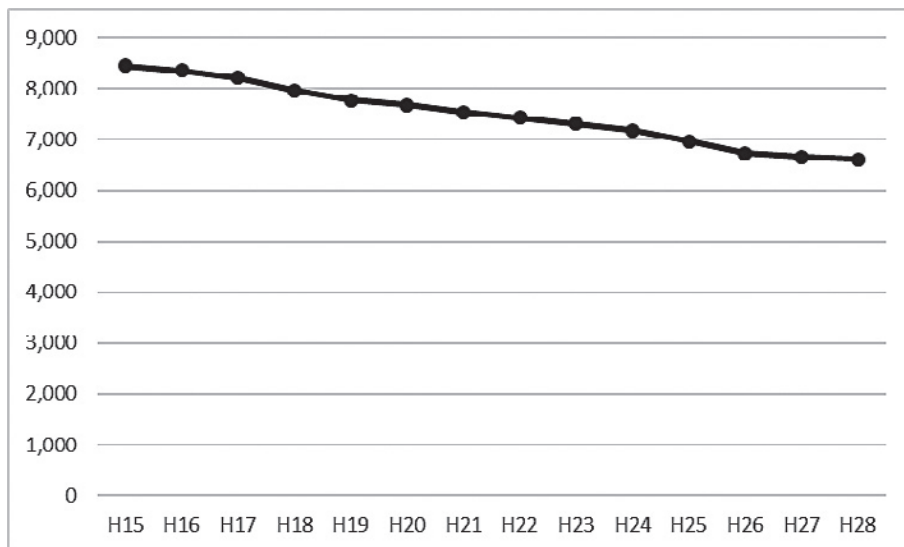


図2 法人数の推移

（出所：総務省資料にもとづき筆者作成）

表1 第三セクターの見直しに関する制度の変遷

年	法令等	内容
平成11年	「第三セクターに関する指針」	第三セクターの経営状態を自己診断できるような分析手法を提供し、定期的な点検評価を行って、自主的に存廃も含めた改善を行うことを求めるところに力点を置く(小西 2014 : 152)
平成15年	「第三セクターに関する指針」の改定	①外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図ること、②政策評価の視点を踏まえ、点検評価の充実、強化を図ること、③情報公開様式例を参考に積極的かつ分かりやすい情報公開に努めること、④完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進めることの4点が強調されている(朝倉 2003)
平成19年	自治体財政健全化法	債務保証や損失補償の結果、設立団体である地方自治体が負うべき財政負担が開示されたことを前提に、第三セクターだけでなく土地開発公社等も含めた第三セクター等の廃止を含めた抜本的改革に着手されることとなった(小西 2014 : 154)
平成20年	地方財政法の一部改正	期限付きで第三セクター等改革推進債を創設 ²⁾
平成20年	「第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書」	基本的な方針として、(1)第三セクター等の抜本的改革を推進し、もって、地方財政規律の強化に資する、(2)健全化法の施行も踏まえ、先送りすることなく早期に改革に取り組み、将来負担の明確化を図った上で、その計画的な削減に取り組む、(3)総務省は、地方公共団体が取り組む第三セクター等の抜本的改革を促進するため、実効性のある指針を策定するとともに、必要な支援措置を講じるべき、の3点を明らかにしている
平成21年	「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」	「第三セクター等改革推進債を活用した第三セクター等の存続を含めた抜本的改革への集中的かつ積極的な取組」を要請

(出所：総務省 HP の情報および小西 2014、朝倉 2003 にもとづき筆者作成)

ある(遠山 1987 : 261)。さらに、第三セクター等は行政が実施すべき事業を代行、補完する目的で設置されたものが多く、公共性をもつ事業を実施していることを踏まえ、高寄(1991)は、安全性や収益性などの評価基準に加えて、公共性貢献度評価のような分析が不可欠である(高寄 1991 : 222)と指摘する³⁾。

また、第三セクター等は政策課題に貢献することが求められる(直江 1993 : 109)ことから、地方自治体の政策課題にどの程度貢献しているかを測定する指標として、として自治体貢献度分析が提示されている(高寄 1991 : 227)。

このように、公共性を帯びた第三セクター等の性質を鑑み、その評価については収益性以外の視点が必要であるという点については多くの先行研究が指摘するところである。

しかし、具体的にどのような指標が望ましいかについて指摘した文献は少ない。そのなかで高寄(1999)は、公共施設の評価に限定した記述では

あるが、事業収益比率、経常収支比率、債務依存度、支援依存度、経営努力度の5つを挙げている(高寄 1999 : 208)。

さらに、第三セクター等の業績評価については、社会責任会計の思想・技術をアレンジした第三セクター等の業績評価項目として表2のとおり内部経営の観点、外部経営の観点による評価項目が提示されている(高寄 1991 : 223)。

また、宮木(2000)は、第三セクターの経営評価として、3つのステップを挙げている。第一ステップは、 $n + b > c$ は成立しているか(n : 必要性、 b : 効果、 c : 財政負担)をみることにより事業の評価を行うもの、第二ステップは、事業の公共性を貫徹しているか、収支改良の成果をあげているかをみることにより役割達成の評価を行うもの、そして第三ステップは、経営状況診断(期間損益は黒字になっているか、累積欠損金はあるか)を行い経営安定性の評価を行うものである(宮木 2000 : 235-248)。しかし、たとえば第一

表2 第三セクター等業績評価項目

区分		項目
内部経営	財務経営分析	安全性、収益性、生産性、発展性
	組織業務分析	人事構成、業務状況、経営形態、経営環境
外部経営	自治体貢献度分析	財政還元、組織活性化、行政補完、民主統制
	公共性貢献度分析	公共経済、都市建設、市民生活、地域経済

(出所：高寄 1991より引用)

ステップの評価における必要性や効果について、具体的にどのような指標を用いて測定すべきかの記述はない。

そこで、次節においては、第三セクター等の成果についての実証研究をレビューし、どのような指標により議論、検討されているかをみていくこととする。

2.3. 第三セクター等の評価についての実証的研究

第三セクター等の評価を行うにあたり、何を成果としているか、先行研究を整理していきたい。加藤（1993）、錦戸・星野（1998）など、第三セクターの経営健全性を分析する文献も存在する。たとえば加藤（1993）は、資本金、年商（売上高）、経常損益、総資本回転率、総資本利益率、経常利益率などの財務指標を民間企業と比較を行い、第三セクターの問題点を指摘している。また、錦戸・星野（1998）は、株式会社形態の第三セクター企業を計量的に分析し、1. 第三セクターと民間企業では、経営成果について明確な差はない、2. 第三セクターに対する公共側の出資比率そのものと経営成果に明らかな関連はない、3. 公共側が25%以上出資する第三セクターは人件費が高い、4. 自己資本比率が高い第三セクターは収益性も高い、と結論づけている⁴⁾。

このように、加藤（1993）は、第三セクターの指標が民間企業に比べて経営健全性が低いとして問題視しているが、錦戸・星野（1998）も指摘するように、第三セクターと民間上場企業を比較してそのように結論づけることには疑問がある。そこで、錦戸・星野（1998）は、加藤（1993）の問題点を踏まえ、株式会社に限定して第三セクター

の成果を検討しているが、さらに本稿では地方自治体の政策に資する目的で設立された第三セクター等の成果を検討するため、研究対象を広げることとする。しかし、公益性の高い第三セクター等の成果をどのように評価するかについては議論のあるところである。

そこで、次節においては総務省の報告書等でどのような評価の視点が述べられているかを見ていくこととする。

2.4. 第三セクター等の評価に関する総務省の方針

2で述べたように第三セクター等に関する改革が進められるなか、平成17年の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」において、第三セクターについても点検評価の充実・強化を図ることとされた。さらに、平成21年の「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」、平成26年の「第三セクター等のあり方に関する研究会報告書」、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」において、点検評価の取り組みをさらに推進していくことについての記述があるが、平成26年には、外部有識者の活用や合理的な評価基準の策定についても言及されるなど、その記述内容については少しずつ変化している（表3参照）。

平成17年の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」においては、「行政評価の視点も踏まえた」点検評価の充実・強化を図るとの文言があるなど、行政評価の取り組みを参考にすることが示唆されている。さらに平成21年の「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」においては、「事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客

観的な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断すべき」とされており、さまざまな視点を入れつつ費用対効果を判断する必要性に言及している。そして、平成26年の「第三セクター等のあり方に関する研究会報告書」においては、合理的な評価基準の策定等を進めることが記述されている。

このように、点検評価の充実・強化に関する記述が多くなる一方、評価基準の策定については地方自治体に委ねられている状況が読み取れる。

このように、どのような指標を成果とするかが地方自治体に委ねられており、さらには先行研究においても、指標に求められる概念については検討されているものの、具体的な指標がないことから、本稿において何ををもって「成果」とするかが問題となる。そこで、次章においては本稿における「成果」の指標を設定したうえで、どのような研究方法により研究を実施するかについて述べる。

3. リサーチデザイン

3.1. 第三セクター等の「成果」

本稿においては、点検評価の実施によって第三セクター等の成果が向上しているかどうかを検討

する。これにあたり、何ををもって成果とするかを明確にしておく必要がある。

総務省(2014)においては、「点検評価に当たっては、事業の公共性・公益性及び採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断すべき」、「事業継続の前提となる条件をあらかじめ明らかにしておく」と述べられている。すなわち、第三セクター等の点検評価を行うことにより、経営状態が悪化し、その改善が見込めない第三セクター等を整理するとともに、既存の第三セクター等の費用対効果を高めることを目指していると考えられる。

たとえば、平成30年度総務省「第三セクター等の出資・経営等の状況に関する調査」(総務省2019)の結果にもとづき、第三セクター等の純資産(正味財産)の状況をみると、債務超過となっている法人が3.7%となっている。また、経常損益の状況をみると、59.9%の法人が黒字、40.1%の法人が赤字となっている。

そこで、経営状態が悪化している状況を示す指標として純資産の額、費用対効果の状況を示す指

表3 第三セクターの評価に関する制度の変遷

年	指針、報告書名	内容
平成17年	「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」	第三セクターの抜本的な見直しについて行政評価の視点も踏まえた点検評価の充実・強化を図ること
平成21年	「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」	把握した経営状況や資産債務の状況等を踏まえ、定期的に点検評価を行う必要がある。点検評価に当たっては、事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断すべき。地方公共団体の点検評価に先立って、第三セクター等自らが点検評価を積極的に行うよう指導等を行う必要がある。
平成26年	「第三セクター等のあり方に関する研究会報告書」 「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」	経営状況、資産債務の状況及び地方公共団体の財政的リスク等を適切に把握した上で、継続的かつ定期的に点検評価を行う必要がある。点検評価に当たっては、事業の公共性・公益性及び採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断すべき。事業継続の前提となる条件をあらかじめ明らかにしておくとともに、外部有識者の活用等の効果的な検討手法を取り入れることが必要。点検評価が過度な負担とならないように留意すべき。地方公共団体の点検評価に先立って第三セクター等自らが点検評価を積極的に行うよう指導等を行うとともに、地方公共団体と第三セクター等の責任分担の明確化、合理的な評価基準の策定等を進めることが望まれる。

(出所：総務省資料にもとづき筆者作成)

標として経常損益の額を使用することとする。なお、規模の違いによる差をなくすため、純資産の額については資産に対する比率、すなわち自己資本比率で表すこととし、経常損益の額については、経常収益に対する経常損益の比率（以下「利益率」とする）を用いることとし、これらの比率が高いほど成果が上がっているとみなす。

3.2. 研究方法

平成30年度総務省「第三セクター等の出資・経営等の状況に関する調査」（総務省2019）が行われた法人のうち、「経営状況」及び「情報公開・経営の点検評価の状況」について調査対象となった6,253法人のデータを用いている。具体的には、①地方公共団体及び地方公共団体が過半を出資する法人の出資割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法人（複数の地方公共団体の出資割合の合計が25%以上の法人を含む。）、②出資割合が25%未満であるものの、地方公共団体から財政的支援（補助金、貸付金及び損失補償）を受けている社団法人・財団法人及び会社法人、③地方三公社、④地方独立行政法人が調査対象となっている。

この調査の概要は付表1のとおりである。総務省のホームページに掲載されている、この調査結果のエクセルデータを用いて、調査対象法人の自己資本比率と、利益率を算定した。なお、具体的な算定方法は以下のとおりである。

$$\text{自己資本比率} = \text{純資産} / \text{資産}$$

$$\text{利益率} = \text{経常損益} / \text{経常収益}$$

さらに、第三セクター等を、点検評価を実施している法人と点検評価を実施していない法人に分類し、t検定を行うことにより以下の仮説を検証する。

仮説1：点検評価を行っている法人は自己資本比率が高い

仮説2：点検評価を行っている法人は利益率が高い

4. 分析結果

4.1. F検定

平成30年度総務省「第三セクター等の出資・経営等の状況に関する調査」（総務省2019）が行われた法人のうち、「経営状況」及び「情報公開・経営の点検評価の状況」について調査対象となった6,253法人のデータを、点検評価を実施している法人グループと点検評価を実施していない法人グループに分け、それらのグループごとに自己資本比率および利益率について、平均値の差に対するt検定を行い、3.2で述べた2つの仮説を検証していく。

それにあたり、点検評価を実施している法人と、点検評価を実施していない法人という2種類のデータの分散が等しいかどうかについてF検定を実施した。その結果、表4、表5のとおりとなり、2種類のデータの分散は等しくないとの結論を得た。

さらに、自己資本比率については、点検評価を実施している法人グループの分散は0.21、点検評価を実施していない法人グループの分散は96.91となっており、大きな開きがあることが読み取れる。

同様に、利益率についても、点検評価を実施している法人グループの分散は9922.66、点検評価を実施していない法人グループの分散は1397579.37となっており、大きな開きがあることが読み取れる。

表4 点検評価を実施している法人と実施していない法人のデータについてのF検定（自己資本比率）

	点検評価を実施している法人	点検評価を実施していない法人
法人数	1,486	4,732 ^(注)
平均値	58.8%	38.0%
分散	0.21	96.91
F値	460.30	
p(片側)	0	

(注) 点検評価を実施していない4,767法人のうち、経常収益の額がゼロとなっている35法人を除く(表5～7も同様)

表5 点検評価を実施している法人と実施していない法人のデータについてのF検定(利益率)

	点検評価を実施している法人	点検評価を実施していない法人
法人数	1,486	4,732
平均値	-2.94%	-25.7%
分散	9922.66	1397579.37
F値	140.85	
p(片側)	0	

4.2. 自己資本比率の差

4.1におけるF検定の結果より、点検評価を実施している法人と点検評価を実施していない法人の自己資本比率について、分散が等しくないということが判明したことから、分散が等しいと仮定した平均値の差に対するt検定を行った(表6)。検定の結果、 $t(4796) = -1.45, p = 0.148$ となり、有意差が存在しないとの結論を得た。

表6 自己資本比率の差についての平均値の差に対するt検定

	点検評価を実施している法人	点検評価を実施していない法人
法人数	1,486	4,732
平均値	58.8%	38.0%
分散	0.21	96.91
t値	-1.45	
p(両側)	0.148	

4.3. 利益率の差

第1節におけるF検定の結果より、点検評価を実施している法人と点検評価を実施していない法人の利益率について、分散が等しくないということが判明したことから、分散が等しいと仮定した平均値の差に対するt検定を行った(表7)。検定の結果、 $t(4939) = -1.31, p = 0.191$ となり、有意差が存在しないとの結論を得た。

表7 利益率の差についての平均値の差に対するt検定

	点検評価を実施している法人	点検評価を実施していない法人
法人数	1,486	4,732
平均値	-2.94%	-25.7%
分散	9922.66	1397579.37
t値	-1.31	
p(両側)	0.191	

5. 考察とまとめ

本稿は、経営状態を示す指標として純資産の額、費用対効果の状況を示す指標として経常損益の額を使用し、点検評価を実施することによってそれらの成果が上がったかどうかを検証した。なお、規模の違いによる差をなくすため、純資産の額については自己資本比率で表すこととし、経常損益の額については、経常収益に対する経常損益の比率を用いた。

具体的には、点検評価を実施している法人グループと、点検評価を実施していない法人グループに分類し、点検評価を行っている法人は自己資本比率が高い、点検評価を行っている法人は利益率が高い、の2点を仮説として設定し、F検定を実施したのちt検定を実施した。

その結果、点検評価を実施している法人グループと、点検評価を実施していない法人グループの自己資本比率、利益率ともに有意差がないことが明らかとなった。すなわち、点検評価を実施しているかどうか、成果の高さに影響していないということである。

しかしその一方で、自己資本比率、利益率ともに、点検評価を実施している法人グループの分散は、点検評価を実施していない法人グループの分散に比べて小さいことも判明した。すなわち、点検評価を実施することによって利益率が安定し、その結果自己資本比率も安定していることが示唆されている。

第三セクター等の点検評価や、それによってどのような影響がもたらされるかについては、先行研究でほとんど明らかにされておらず、その点に

関して知見を加えることができたことに本研究の貢献がある。

しかし、本研究にはいくつかの限界が存在する。まず、利益率を算定するために用いた経常収益（経常損益）には、地方自治体からの委託料や補助金等の金額も含まれている可能性がある。委託料については委託業務に対する対価であることからすれば、第三セクター等の収益と考えることに問題はないものの、その金額の決め方如何によっては地方自治体の補助になっている可能性がある。

また、第三セクター等を評価する際には、収益性だけでなく、公共性の分析・自治体への貢献度の評価、効率性の評価など、多様な評価基準が必要なこと、さらには、第三セクター等の役割の変化や地域性などを考慮すべきことが先行研究のレビューにより明らかとなっているが、本稿においてはそのような評価基準については全く考慮されていない。このような財務以外の評価基準についてどのように考慮できるかは今後の検討課題である。

付表1 第三セクター等の出資・経営等の状況に関する調査概要

○調査対象法人

(1)本調査においては、次の法人を調査対象としています。

①第三セクター

(i)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに特例民法法人（以下「社団法人・財団法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人

(ii)会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人

②地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方三公社」という。）

③地方独立行政法人

ただし、本資料において、以下の法人は対象としていません。

- ・事業活動の範囲が全国的な法人又は全国規模で設立されている法人
- ・銀行等金融機関又は広域的に事業を行う電力会社若しくはガス会社

(2)「Ⅱ経営状況」及び「Ⅲ情報公開・経営の点検評価の状況」については、次の法人を調査対象としています。

①地方公共団体及び地方公共団体が過半を出資する法人（以下「地方公共団体」という。）の出資割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法法人（複数の地方公共団体の出資割合の合計が25%以上の法人を含む。）

②出資割合が25%未満であるものの、地方公共団体から財政的支援（補助金、貸付金及び損失補償）を受けている社団法人・財団法人及び会社法法人

③地方三公社

④地方独立行政法人

(3)本調査における「第三セクター等」とは、上記(1)における①及び②の法人のことをいいます。

(4)本調査のデータは、平成30年3月31日時点におけるデータを指します。

（出典：総務省ホームページ）

〈注〉

1) 平成11年の指針においては、土地開発公社などの地方公社は対象外とされている。

2) これは、第三セクター等の整理や再生を促すためのものであるが、第三セクター等の破たん処理を進めるためには、一般会計から財政負担をしなければならぬが、その金額が大きい場合には、基金等の投入では賄いきれないことも多く、強行すれば一般会計に資金不足が生じて赤字団体になってしまう。そこで、特例的な措置として、地方財政法の一部を改正して、第三セクター等改革推進債というスキームが5年間に限って設けられた。なお、第三セクター

等改革推進債には、法律上の債務保証が可能である土地開発公社と地方道路公社のほか、損失補償を行っている地方住宅供給公社や第三セクターだけでなく、地方公営企業も対象になっている（小西2014：156）。

- 3) たとえば、生産性分析と併せて公共性貢献度評価を行うことにより、「高齢者・身障者雇用は必然的に生産性指標の悪化につながるが、この点、公共性貢献度にプラスに反映することになる」（高寄1991：224）といった、総合的な分析が可能となることを示唆している。
- 4) 錦戸・星野(1998)は、株式会社形態の第三セクターを8つの業種(地域・都市開発、住宅・都市サービス、観光・レジャー、農林水産、商工、道路、鉄道、運輸)に分類し、分析を行っている。なお、分析指標は、総資本経常利益率、自己資本経常利益率、売上高経常利益率、売上高営業利益率、総資本回転率、自己資本回転率、固定比率、自己資本比率、従業員1人当たり売上高、従業員1人当たり経常利益、従業員1人当たり人件費である。

〈参考文献〉

- 磯崎陽輔(1997)「地方公社・第三セクターと地方行政」山下茂編著『特別地方公共団体と地方公社・第三セクター・NPO』ぎょうせい
- 加藤茂樹(1993)「事業運営のポイント」第三セクター研究会編『地域を生かす第三セクター戦略』時事通信社
- 小西砂千夫(2014)『公会計改革と自治体財政健全化法を読み解く』日本加除出版
- 債務調整等に関する調査研究会(2008)「第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書」
- 総務省(1999)「第三セクターに関する指針」
- 総務省(2003)「第三セクターに関する指針の改定について」
- 総務省(2009a)「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」
- 総務省(2009b)「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」
- 総務省(2012a)「第三セクター等の抜本的改革の一層の推進について」
- 総務省(2014a)「第三セクター等の経営健全化の推進等について」
- 総務省(2014b)「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」
- 総務省(2015)「第三セクター等の状況に関する調査結果」
- 総務省(2019)「第三セクター等の出資・経営等の状況に関する調査」
- 第三セクター等のあり方に関する研究会(2014)「第三セクター等のあり方に関する研究会報告書～健全化と活用の両立を目指して～」
- 高寄昇三(1991)『外郭団体の経営』学陽書房
- 高寄昇三(1999)「自治体行政評価学講座第5回公共施設と外郭団体」地方財務1999年9月号
- 遠山嘉博(1987)『現代公企業総論』東洋経済新報社
- 直江重彦(1993)「第三セクターのパフォーマンス—地域情報化第三セクターに即して—」今村都南雄編著『第三セクターの研究』中央法規、107-126頁
- 長峯純一(2007)「外郭団体と自治体財政—「財政健全化法」による影響—」地方財務2007年6月号
- 錦戸・星野(1998)「第三セクターの出資比率と経営成果について」経営行動科学第12巻第1号、1-12頁
- 松尾貴巳(2010)「非営利組織の業績管理」谷武幸・小林哲孝・小倉昇責任編集『体系 現代会計学第10巻 業績管理会計』中央経済社
- 宮木康夫(1995)『第三セクター経営の理論と実務』ぎょうせい
- 宮木康夫(2000)『第三セクターとPFI—役割分担と正しい評価—』ぎょうせい
- 村瀬直幸(1993)「第三セクターによる地域開発」岩崎忠夫編著『自治行政と企業』ぎょうせい、243-266頁

Impact of Performance Measurement on Results in Local Affiliated Organizations

KAKEYA Junko

〈Abs tract〉

In recent years, local governments have introduced performance measurement of local affiliated organizations. However, unlike measuring municipal activities, the percentage of corporations that introduce performance measurement is only 22.1%. Therefore, in this paper, we examined the relationship between the introduction of performance measurement for the local affiliated organizations of local governments, which had not been discussed, and the results of the local affiliated organizations.

In this study, based on the survey results of the local affiliated organizations, etc. by the Ministry of Internal Affairs and Communications, whether there is a difference in the results between the corporation that has undergone inspection evaluation and the corporation that has not undergone inspection evaluation. We analyzed the capital adequacy ratio and the profit ratio as results.

As a result, it has become clear that there was no significant difference between the implementation of performance measurement and performance of organizations. The performance measurement of the local affiliated organizations and the results were hardly clarified in the previous research. We can add knowledge to it.

However, there are some limitations in this study. First, the ordinary revenue used to calculate the profit ratio may include the amount of commissions and subsidies from local governments. In addition, we need various criteria such as not only profitability but also publicity, contribution to local governments, efficiency. when evaluating the local affiliated organizations. The review of previous studies has revealed that changes in the role of the local affiliated organizations and regional characteristics should be taken into account, but this evaluation criterion is not considered at all in this paper. It is our further research task to consider such non-financial evaluation criteria.

Key words : Performance measurement, affiliated organization, local government

